

大牟田市運送事業者等支援金

原油価格の高騰に直面している運送事業者等に対し、事業継続を応援するため、対象車両の台数に応じて支援金を給付します。

給付対象

大牟田市内に本社または営業所を有し、次に掲げるいずれかの対象事業を営む中小企業者が、運輸局等に登録・届出をしている事業用車両 [令和4年7月1日時点]

対象事業	対象車両(リース含む)
①トラック運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両 (緑・黒ナンバーのみ)
②貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送事業)	
③タクシー・介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業)	
④自動車運転代行業	登録車両(随伴用車両)

※自動車検査証において、市内を使用の本拠とした事業用車両(二輪を除く)に限る。
※①においては、自動車の種別が、被けん引車や特種・特殊車両であるものは除く。

給付額

①・② 対象車両1台につき**2万円** ③・④ 対象車両1台につき**1万円**

申請期間

令和4年7月1日(金)～9月30日(金) 必着

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「郵送」での申請にご協力をお願いします。
窓口で申請する場合は、事前に電話での「予約」をお願いします。

詳しくは
こちら↓

(郵送・事前予約) 〒836-8666(住所不要)

大牟田市役所 産業振興課「運送事業者等支援金」担当

電話 0944-41-2525

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)



(申請に必要な書類については裏面をご覧ください)

申請に必要な書類(必須)

※申請の前に下記提出書類が揃っているか必ず確認してください。

		①トラック 運送事業	②貸切 バス事業	③タクシー・介 護タクシー事業	④自動車 運転代行業
1	申請書(様式1号)	○	○	○	○
2	対象車両一覧(様式2号)	○	○	○	○
3	運輸局からの許可書又は更新許可書等のいずれかの写し(貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し)	○	○	○	
4	公安委員会からの認定書の写し				○
5	対象車両全てに係る車検証の写し	○	○	○	○
6	運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し(貨物軽自動車運送事業を除く)	○ (軽貨物を除く)	○	○	
7	運転代行業保険または共済証書の写し				○
8	(法人)履歴事項全部証明書の写し (個人事業者)直近の確定申告書の写し	○	○	○	○

※申請書など指定様式は、大牟田市産業振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

大牟田市運送事業者等支援金についてのQ & A

Q1: 個人事業者で、住民票上の住所は大牟田市外ですが、事業所は市内にある場合は対象になりますか？

A1: 個人事業者においては、住民票上の住所に関わらず、市内で事業所を運営している場合は対象となります。

Q2: 個人事業者で、住民票上の住所は大牟田市内ですが、事業所は市外にある場合は対象になりますか？

A2: 本支援金は、対象の要件として、「大牟田市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者等」としていることから、対象となりません。

Q3: なぜ緑色のナンバーと黒色ナンバーが対象となるのですか？

A3: 事業用の車両を対象としており、緑色もしくは黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているためです。

ただし、運転代行における随伴用車両については、装着が義務付けられていないため、車検証の写し及び運転代行業共済証書等の写しで確認をします。

不正受給は犯罪です

不正受給が判明した場合は、支援金全額を返還請求するとともに、事業者名等を公表することがあります。